

○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

表の759から794までの項中

5あり	パンツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ	を	5あり
-----	----------------------	---	-----

パンツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ、レゴラフエニヅ水和物

に、表の795から837までの項中

6あり	パンツムマ
-----	-------

ヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ

を

6あり	パンツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ、レゴラフエニヅ水和物	に、
-----	---------------------------------	----

表の 1273 から 1290 までの項中

「
4あり アダリムマブ, ギリムマブ, セルトリズマブ
ペゴル
」

「
4あり
」

を

「
アダリムマブ, ギリムマブ, セルトリズマブ
ペゴル, トファシチニブクエン酸塩
」

この 表の 1788 から 1799 までの項中

「
なし
ホララビン
塩酸塩水和
ゾオゾガマ
学療法, 放
G005, J045
」

「
, ダサチニブ水合物, ニロチニブ
物, 三酸化ヒ素製剤, ゲムツズマ
イシン, イマチニブメシル酸, 化
射線療法, J038 (3に限る。),
」

を

「
なし
ホララビン, クロファラビン, ダサチニブ水
和物, ニロチニブ塩酸塩水和物, 三酸化ヒ素
製剤, ゲムツズマブオゾガマイシン, イマチ
ニブメシル酸, 化学療法, 放射線療法, J038
」

を

なし

(31に限る。) , G005, J045なし

改める。

新旧対照条文

◎厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第百四十一号）

(傍線の部分は改正部分)

現行											
番号	疾患コード	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		副傷病名	
		ICD10コード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード又はICDコード	
759から 794まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								5あり	パニツムマブ、セツキシマブ、ペバシズマブ		
795から 837まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								6あり	パニツムマブ、セツキシマブ、ペバシズマブ		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1273から 1290まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								4あり	アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブ、ベゴル、		
								略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1788から 1799まで	略	略	略	略	略	略	略	なし	ネララビン、ダサチニブ水和物、ニロチニブ塩酸塩水和物、三酸化ヒ素製剤、ゲムツズマブオゾガマイシン、イマチニブメシル酸、化学療法、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし	略	略
								略	略		

改正案

番号	疾患コード	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		副傷病名	
		略	ICD10コード	略	略	略	略	略	略	略	疾患コード又はICDコード
759から 794まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								5あり	パニツムマブ、セツキシマブ、ベバシズマブ、レゴラフェニブ水和物		
795から 837まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								6あり	パニツムマブ、セツキシマブ、ベバシズマブ、レゴラフェニブ水和物		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1273から 1290まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								4あり	アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブ、ペゴル、トファシチニブクエン酸塩		
								略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1788から 1799まで	略	略	略	略	略	略	略	なし	ネララビン、クロファラビン、ダサチニブ水和物、ニロチニブ塩酸塩水和物、三酸化ヒ素製剤、ゲムツマブオゾガマイシン、イマチニブメシル酸、化学療法、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし	略	略
								略	略		